

指名競争入札の共通事項
(委託・電子入札用)

1 用語の定義

(1) 宇都宮市電子入札システム

宇都宮市の契約に係る入札を処理するシステムの総称であり、以下のシステムで構成されるものをいう。

ア 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務を電子計算機（以下「コンピュータ」という。）とインターネットを利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

イ 入札情報システム（P P I）

インターネットを利用して入札情報を公表する電子情報処理組織をいう。

(2) 紙入札

書面により入札書を提出するものをいう。

(3) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(4) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

2 入札手続

(1) 入札は宇都宮市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとする。

(2) 指定された提出期限までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。

3 指名通知書の受領

(1) 指名の連絡は、原則として、電話又は電子メールで連絡するものとする。

(2) 指名通知書は、電子入札システムを利用して通知することとし、書面による通知は行わない。

(3) 指名通知書は、入札参加者が電子入札システムを利用して確認することで、受領したものとする。

4 設計図書

設計図書（図面、仕様書及び設計書）の一部又は全部は、電子入札システムからダウンロードすることができる。

ダウンロードした設計図書が一部の場合は、不足部分を企業総務課で閲覧し、必ず事前に確認すること。

また、落札（決定）した場合、契約締結の際に設計書及び仕様書の袋とじを依頼するので、宇都宮市上下水道局ホームページ等からのダウンロードにより必要な書類を入手すること。

5 現場説明会：行わない。

6 入札の留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程（平成19年企業管理規程第1号）等を守ること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は1回とする。

7 紙入札承諾の基準

(1) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、「紙入札方式承諾願兼誓約書」が宇都宮市上下水道局企業総務課へ提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- ① ICカードを新規発行申込中のため使用できない場合
 - ② ICカードの失効（更新中）や破損等で使用できない場合
 - ③ システムや通信回線の障害等で使用できない場合
 - ④ その他、入札執行者が必要と認める場合
- (2) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録する。なお、この場合、当該入札参加者は、電子入札システムによる処理を行うことはできない。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、紙入札への変更は認めない。

(3) 紙入札者の入札書等取扱い

- ① 「紙入札方式承諾願兼誓約書」の提出日時は、公告で示した入札書提出期限日の前日（市の休日を除く。）の午後1時までとする。
- ② 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- ③ 郵送方法は、発注者が受領確認できる「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによるものとし、「特定記録郵便」、「普通郵便」によるものは認めない。
- ④ 宛先は、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留 宇都宮市上下水道局企業総務課行とすること。
- ⑤ 入札書は、紙入札用の指定様式を使用すること。
- ⑥ 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。
- ⑦ 指名通知書で示された入札書の提出期限日までに日本郵便株式会社 宇都宮中央

郵便局必着のこと。

8 開札の立会

電子入札システムによる入札の執行にあたっては、立会人を置くことなく、開札できるものとする。

9 業務委託費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を義務付けることとする。
- (2) 業務委託費内訳書は、電子入札システムを使用して入札書を送信する際に添付するものとする。
- (3) 提出された業務委託費内訳書の変更又は取消、引換えは認めない。
- (4) 業務委託費内訳書は、入札金額に対応した積算内訳として設計図書等に基づき記載するものとする。

10 入札担当職員：企業総務課長

11 請負契約書作成：要する。

12 入札の無効

- (1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 特定の電子認証（以下「電子認証」という。）を受けていない入札書による入札
 - ② 業務委託費内訳書が添付されていない入札
 - ③ 複数の業務委託費内訳書を添付した入札
 - ④ 入札書と業務委託費内訳書の金額が異なる入札
 - ⑤ 入札書と業務委託費内訳書の案件名が異なる入札
 - ⑥ 電子認証の不正使用による入札
 - ⑦ 入札に際して虚偽又は不正行為があったとき
 - ⑧ 入札書とともに提出する業務委託費内訳書に、入札者の社名、代表者氏名のない入札
 - ⑨ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
 - ⑩ 電磁的に記録した業務委託費内訳書がき損した入札
 - ⑪ 開札日時において、有効期間を過ぎるＩＣカードを使用して行った入札
 - ⑫ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 前号の⑦に該当する場合には、当該委託箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

13 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。
- (2) 上下水道事業管理者が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、指名通知日から落札の決定（契約締結前）までをいう。

- (3) 前号において、当該入札のために要した費用を上下水道局に請求することはできない。

1.4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。

入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムを使用して入札辞退届を送信すること。

入札書提出後から落札決定前の間に入札を辞退する場合は、入札辞退届を書面により企業総務課に提出すること。

なお、あらかじめ書面で入札辞退届を提出できない緊急の場合には、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができるが、速やかに、入札辞退届を書面により提出すること。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

1.5 異議の申立ての制限

入札を行った者は、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程、宇都宮市上下水道局請負契約書約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.6 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

なお、電子くじの実施方法等については、別に定める。

1.7 落札の通知

- (1) 落札を決定したときは、原則として、落札者には電子メールで連絡するものとする。

落札者は、連絡の際に指定された場所で、契約約款等の様式を受領するものとする。

- (2) 落札（決定）通知書は、当該入札の確定処理後、書面にて通知するものとする。

1.8 前金払の請求

宇都宮市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程3号）に規定する公共工事の前金払の限度額は、請負代金額に100分の30を乗じて得た額とする。

1.9 技術者の適正配置等

- (1) 業務主任技術者は、業務を行うにあたり必要な免許・資格を有すること。

必要な資格については、宇都宮市業務委託共通仕様書を参照すること。

- (2) 設計図書等により、配置が定められている場合は、照査技術者を配置すること。

必要な資格については、宇都宮市業務委託共通仕様書を参照すること。

- (3) 配置する技術者については、委託を請け負った業者と直接かつ恒常的な雇用関係

にあることが要件とされているので、他の会社からの在籍出向社員や派遣社員を技術者として現場に配置することは認められない。

20 最低制限価格制度

(1) 最低制限価格を設ける工事関連業務委託は、予定価格が100万円を超えるもののうち競争入札により執行するものとする。

(2) 最低制限価格は、次の基準により設定するものとする。

① 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

最低制限価格はアからウの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

② 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

③ 土木関係建設コンサルタント業務

a 積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

b 積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの

ア 直接人件費の額

イ 直接経費（積上計上）の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

④ 補償関係コンサルタント業務

a 積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

b 積算体系が直接人件費，直接経費（積上計上），その他原価，一般管理費等によって構成されるもの

ア 直接人件費の額

イ 直接経費（積上計上）の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

⑤ 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額

ウ 解析等調査業務費の額10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

最低制限価格はアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

⑥ 当分の間，上記①ウの「10分の4.8」とあるのは，「10分の5.5」，⑤エの「10分の4.5」とあるのは，「10分の5」とし，②ウの「10分の6」とあるのは，「10分の10」とし，③aウおよび④aウの「10分の5」とあるのは，「10分の10」とする。

(3) 測量業務については，算出した額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額，予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

建築関係建設コンサルタント業務，土木関係建設コンサルタント業務a及び補償関係コンサルタント業務aについては，算出した額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額，予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

土木関係建設コンサルタント業務b及び補償関係コンサルタント業務bについては，算出した額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額，予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

地質調査業務については，算出した額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額，予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

(4) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を比較価格とし，最低制限価格に110分の100を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を，比較価格に対する最低制限価格とする。

(5) 最低制限価格を設定したときは，当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(6) 最低制限価格を下回る価格による入札が行なわれた場合は，当該入札をした者を落札者とし，予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち，最低価格で入札した者を落札者とするものとする。

(7) 比較価格に対する最低制限価格は，落札者が決定後に公表するものとする。

(8) 比較価格に対する最低制限価格の公表は，企業総務課において，入札（見積）経過調書（写）の閲覧により行うものとする。ただし，電子入札シス

テムにより執行した入札の場合は、電子入札システムにおいても公表する。

2 1 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

- (2) 受注者は、契約の履行に当たり、受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行い、上下水道局の工事担当課に報告を行うこと。

なお、受注者又はその下請業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、上下水道局への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。